

#### IV 果実生産出荷安定対策事業

上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。

(意見)

ただ、事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

(事業報告の付属明細書)

平成24年度青果物交付準備金資金造成及び交付状況

I 野菜価格安定事業交付予約数量、交付準備金造成額

II 果実生産出荷安定対策事業交付予約数量、交付準備金造成額

(役員会等に関する事項)

理事会、総会、監事監査それぞれについて、期日、会場、議事内容が記載されており、特に問題は認めなかった。

#### ②現物管理について

監査の視点

- ・現物照合について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
- ・現物照合が、会計規則等に基づいて実際に行われているか。

実施した手続き

「会計処理規程」を閲覧して現物照合についての規定を確認し、その実施状況を質問、一部証憑資料等の突合を実施した。

その結果以下の点を除き、特に指摘事項、意見は認めなかった。

#### ア 現金及び預金の残高確認について

(指摘事項)

「会計処理規程」では、「現金は毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預金は毎月末日の残高を残高証明書と照合してその正確を期さなければならない。」と規定している。預金については、毎月末日を基準日として残高証明書と帳簿残高の照合が行われ適切に照合が実施されている。しかし、現金については、毎月末日に金種票を作成し帳簿と照合しているが、日々の帳簿との照合は行われていない。会計規程どおり、日々残高を帳簿と照合するか、それとも規定を改めて毎月末に金種表と帳簿残高

の照合を実施するかである。どちらにしても、規定の順守は必要である。

### ③出納（収入、支出）及び決算書について

#### 監査の視点

- ・収入、支出については、「会計処理規程」が定められており、これに従い適切に処理が行われているか。
- ・決算書について、平成 25 年 7 月期は公益法人会計基準 16 年基準に従い決算書を作成している。公益法人移行に伴い平成 26 年 7 月期から、公益法人会計基準 20 年基準に従い決算書を作成する予定である。

#### 実施した手続き

- ・会計処理状況を確認するため、振替伝票綴を通査した。
- ・平成 25 年 7 月期について、公益法人会計基準 16 年基準に従い、財務諸表が作成されているか検討した。

以上を検討した結果、収入、支出及び決算書について、特に指摘事項、意見は認められなかった。

### ④契約等について

契約等に関して、以下の「監査の視点」を踏まえて検討した結果、特に指摘事項、意見は認められなかった。

#### 監査の視点

- ・契約規則等自体に必要事項が漏れていないか。
- ・契約書は契約規則等に従って、すべての記載すべき事項が記載されているか。
- ・契約規則等の各条文の意味内容を具体的に説明したり、契約書に記載すべき条項を、どのような契約の場合にどのように定めるべきかなどを分かりやすく解説したマニュアルがあるか。
- ・契約選定先は、法令等に照らして問題はないか。随意契約は地方自治法施行令に照らして妥当か。
- ・業務完了通知書等は、仕様書に記載された内容がすべて網羅されているか。又、仕様書等は細かく指示がされているか等。

## 1 3 外郭団体名：一般社団法人無角和種振興公社

### (1) 概要

①	団体概要	225
②	組織	226
③	財務	227

(2) 指摘事項及び意見

①	組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況 について	229
②	現物管理について	233
③	出納(収入、支出)及び決算書について	235
④	契約等について	236

(1) 概要

①団体概要 平成25年4月1日現在

ア 団体代表者

理事長 中村 秀明

イ 設立年月日

平成6年8月22日

ウ 団体所在地

〒759-3622

山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地

エ 設立目的

昭和19年に地方特定品種として認定され、貴重な地域資源である無角和種を保存するとともに有効に活用し、地域の個性を生かした安全で良質な食肉を安定的に供給するため、その繁殖、生産、肥育、流通、消費に関する新たな体制づくり、耕畜連携による土地利用型農業の振興に関する事業を行い、地域の農業・農村の振興に寄与する。

オ 経緯

- 無角和種は、大正時代に阿武・萩地域で飼養されていた在来の和牛と外国種(アバディーンアンガス)を交配して誕生した本県オリジナルの品種で、阿武・萩地域に広がっていった。無角和種は、粗飼料の利用性が高く発育・増体に優れ、和牛独特の風味を持つ赤味肉であり、昭和30年代には発育性が高く評価され、子牛価格は黒毛和種より高値で取引されていた(昭和38年：9,800頭)。しかし、昭和40年代に入り、高度成長に伴う牛肉需要が肉質中心となったため、無角和種の評価が低下し、飼育戸

数・頭数が減少した（平成6年：250頭）。

- ・ このため、無角和種が絶滅してしまうとの危機感から、平成6年に県及び阿武・萩地域の9市町村、農協、経済連（全農県本部）が参画して、第3セクター方式による無角和種振興公社を設立した。
- ・ 無角公社では、自らが無角和種を飼養する繁殖センターを整備し、これを核とした新たな生産・流通システムを構築し、新たな無角和種再生への道を歩み出した。
- ・ 現在では、無角和種を123頭（繁殖牛59頭、子牛18頭、肥育牛46頭）飼養し、産直方式により無角和種産直拡大協議会へ肥育牛を出荷し、県内を中心に牛肉が販売されている。

カ 主な事業内容

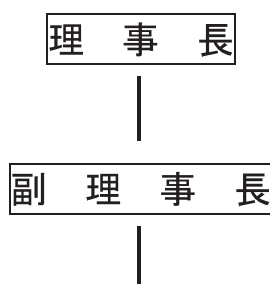
- ・ 無角和種の保存に係る体制づくりに関する事業
- ・ 無角和種を繁殖、生産するための施設整備及び運営に関する事業
- ・ 耕種農家への堆肥の供給に関する事業
- ・ 無角和種の普及、啓発に関する事業
- ・ 無角和種の肥育及び無角和牛肉の流通、消費に係る体制づくりに関する事業
- ・ 無角和牛肉を安定供給するための施設整備及び運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

キ 事業所

無角和種繁殖センター  
(阿武郡阿武町福田上)

②組織

平成25年4月1日現在



理事 4名

監事 2名

専任職員 1名

事務局：阿武町経済課

役員の状況

(平成25年4月1日現在)

	人数	うち県との兼職	うち県 OB
理事	6	1	
監事	2		

職員の状況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち町との兼職	その他	
	3		2	1	

③財務

(要約貸借対照表)

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 (流動資産)		1 (流動負債)	
現金及び預金	2,202	未払金	4,347
未収金	6,252	預り金	17
棚卸資産	11,942	2 (固定負債)	-
2 (固定資産)		負債合計	4,364
(1) 基本財産			
利付国債	80,000		
外国債	50,000	正味財産の部	
定期預金	15,000	1 指定正味財産	-
普通預金	10,500	2 一般正味財産	212,683
(2) その他			
建物	36,668		

構築物	1,043		
機械及び装置	44		
車両運搬具	0		
工具器具備品	36		
繁殖牛	3,358		
資産合計	217,048	負債・正味財産合計	217,048

(要約正味財産増減計算書)

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
I 一般正味財産増減の部			
1・経常増減の部			
(1) 経常収益	38,018	34,955	35,180
基本財産運用益	512	485	1,624
事業収益	24,472	25,063	24,958
受取補助金等	12,829	9,211	7,685
雑収益	204	195	912
(2) 経常費用	44,572	43,544	40,754
事業費	44,107	42,811	40,315
管理費	465	732	439
当期経常増減額	-6,553	-8,589	-5,573
2・経常外収益	2,091	151	-
3・経常外費用	932	473	-248
当期経常外増減額	1,159	-322	-248
当期一般正味財産増減額	-5,394	-8,911	-5,822
一般正味財産期首残高	232,812	227,418	218,506
一般正味財産期末残高	227,418	218,506	212,683
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	227,418	218,506	212,683

県からの補助金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	1,499	780	958

県からの委託料の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	450	450	450

(2) 指摘事項及び意見

①組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 監事監査の有効性について

(指摘事項)

監事の監査報告書を検討した。付属明細書が作成されていないにも関わらず、監査報告書のひな型をそのまま流用したのか、監査報告書には「付属明細書についても監査した」との記述がある。監事監査の有効性に疑問が生じる。

イ 書類等の保管について

(意見)

現在、当社は阿武町経済課内に公社の事務局を設置しており、また、阿武町経済課の職員が阿武町の業務と公社の業務を兼務している。公社は阿武町の業務の延長線上にあるようなものであり、兼務はやむを得ないと考えますが、書類の保管場所を明確に区分することや、事務用品等のそれぞれの予算で購入した物品については、明確に区分して管理する必要がある。

ウ 職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

質問1

経理職員(\*)の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

\*外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

質問2

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

### 質問 3

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た。

#### 回答 1

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

氏名	部署(※)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現在の事務内容への従事年数	備考
A	事務局長	1 年	1 年	阿武町職員が兼務
B	事務局員	1 年	1 年	阿武町職員が兼務

#### 回答 2

本社は、事業規模が 4 千万円程度と小さいため、出納業務や記帳業務等を専任で行う職員を設置することができず、阿武町職員が兼務している。また、業務体制は事務局員と事務局長の 2 名であり、事務局員がこれらの業務を重複して行わざるを得ない状況にある。

#### 回答 3

出納業務等の実施に当たっては、会計処理規程や文書取扱規程に基づき複数者(事務局長及び理事長)でチェックする体制を整え、不祥事の防止等に努めている。なお、阿武町職員が兼務していることから、町の人事異動に伴い事務局員や事務局長が 3～4 年程度で変わる状況にある。

#### (所見)

業務体制は事務局員と事務局長の 2 名であり、事務局員がこれらの業務を重複して行わざるを得ない状況にある、という事は理解しえる。また、町の人事異動に伴い、担当職員が入れ替わるとの事であり、適時な職務担当者の配置換えという観点からは有



効と思われる。

(意見)

しかしながら、購買規程が整備されていない、賃貸借契約書の保管状況に問題がある、会計処理の誤りの指摘がある等のため、従来以上に業務内容のチェックが必要と考える。

エ 情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

情報開示その1

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
①定款又は寄付行為	○		5年間	
②役員名簿	○		5年間	
③社団法人の場合の社員名簿	○		5年間	
④事業報告書	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑤収支計算書	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑥正味財産増減計算書	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑦貸借対照表	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑧財産目録	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑨事業計画書	○	○	年度開始前日まで	

			に作成し、事業年度の末日まで備える。	
⑩収支予算書	○	○	同上	

(意見)

定款、役員名簿及び社員名簿はインターネット上で情報公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

オ 当団体の事業報告書の記載内容について

平成25年度の当団体の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況と役員会等に関する事項の2点であった。

(事業の実施状況)

- I 繁殖牛群の整備
- II 肥育牛の増体成績向上
- III 自給飼料の確保
- IV 流通・消費対策の推進
- V 低コスト生産技術開発
- VI 資源循環型農業の推進
- VII 県内産粗飼料の利用拡大

上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。

(意見)

ただ、事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

(役員会等に関する事項)

(意見)

理事会、総会、それぞれについて、期日、開催場所が記載されているのみであり、どのような内容の決議が行われたのかの記載がされておらず、不十分である。

②現物管理について

#### 監査の視点

- ・ 現物照合について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
- ・ 現物照合が、会計規則等に基づいて実際に行われているか。
- ・ 貸与物品、借用物品の实在性、網羅性は確認されているか。
- ・ 登記未了の不動産はないか。

#### 実施した手続き

上記の監査の視点を踏まえ、担当者等に質問、関係書類・帳簿類等の閲覧、現場視察等を実施した。確認の対象としたものは、以下の通りである。

- ・ 預金通帳
- ・ 貯金通帳
- ・ 固定資産台帳
- ・ 無角和種振興公社各種規程
- ・ 理事会議事録等

#### ア 預金残高の確認について

(指摘事項)

平成25年度の貸借対照表の基本財産のうち、普通預金の残高(帳簿残高)(平成26年3月31日現在)は、10,500,000円となっているが、通帳の残高は、10,985,123円であった。これは、差額である485,123円は年度内に発生した基本財産の利息であり、本来、年度内にその処理を行うべきところ実施されていなかったためである。預金残高については、通帳、残高証明書により、期末残高を把握し、会計帳簿と記録照合をすべきである。

#### イ 備品の管理について

(意見)

備品の管理については、物品表示票(以下「シール等という。」)をそれぞれ現物に貼付しているが、当会社の会計処理規程では、シール等で管理することが明確になっていない。当会社においても、シール等で管理の方が現物と備品台帳との対応関係が明確となり望ましいので、会計処理規程の改定等を検討する必要がある。

#### ウ 固定資産の減価償却費の計上漏れについて

(指摘事項)

固定資産台帳を検討していたところ、その一部に減価償却費の計上漏れがあった。平成9年3月に新規取得した備品であり、毎年度減価償却すべきであったため、会計処理

上修正が必要である。

エ 減価償却に関するプログラムのミスについて

(指摘事項)

除却処分した牛に関する固定資産台帳について、減価償却の履歴が欠落している。これは電算上のプログラムのミスと思われるので、早急にプログラムを修正する必要がある。

オ 固定資産台帳における所有区分の明確化について

(指摘事項)

固定資産台帳において、当公社所有分と阿武町所有分が明確でない。この原因は、当公社所有の建物を、阿武町の公金で改修、増築したためであるが、固定資産台帳において所有区分の明確化の必要がある。

カ 公印台帳について

(指摘事項)

公印台帳が整備されていなかった。「一般社団法人無角和種振興公社公印規程」第5条(公印台帳)では、「事務局長は、公印台帳(別記第1号様式)を備えなければならない」と規定されている。公印は、その印影を押すことにより当該文書が真正であることを認証するため、同規程に基づき公印台帳を整備して不正使用の防止を図る必要がある。

キ 牧草等の管理について

(意見)

えさである牧草等が「野ざらし」の状態である。また、決算日に実地棚卸を行っているが、受け入れ、払い出し、残高を管理する継続記録法を合わせ用いる事により、在庫管理をすることが望ましい。なお、棚卸実施要領等を作成していないが、同要領等を整備して、棚卸日、担当者名、数量、品質状態等を記載した棚卸実施報告書を作成して、その結果を明らかにする必要がある。

③出納(収入、支出)及び決算書について

監査の視点

- ・収入、支出について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
- ・収入、支出は会計規則等に基づいて、適切に処理されているか。
- ・決算書について、準拠すべき会計基準はなにか。又、それに準拠して作成されているか。

実施した手続き

- ・会計処理規程の確認
- ・予算の流用手続についての確認
- ・固定資産の処分手続についての確認
- ・収入に関する手続及び妥当性の確認
- ・支出に関する手続及び妥当性の確認
- ・人件費の会計処理についての確認
- ・決算書類の妥当性の確認

#### ア 会計処理規程の改定について

##### (指摘事項)

会計処理規程第 24 条で、「支払の場合には相手先の受領書の收受を必ず行わなければならない。」と規定している。そして、支出命令書兼支出伝票には支払相手先から受領印をもらう様式となっている。従って、規定上は、銀行振込したものに対しても相手先から一様に受領印をもらわねばならないと読み取れるが、実際は、銀行振込したものについては、金融機関の発行する振込受領書で代用している。これは、規定に反した処理となるが、実務上は、請求書と振込受領書を証憑書類とすることで問題ないと考えられることから、規定を実務に合わせて改訂する必要がある。

#### イ 素牛生産業務である子牛の購入手続について

##### (指摘事項)

購買規程等が整備されていないため、発注何書や検収書等の様式がなく、また、購買手続も具体的に定められていない。子牛の購入について監査したところ、購入時や検収時に上司による確認と承認の書類等が残されておらず、購入予定の子牛について現物確認をした担当者が上司に口頭で報告し、口頭で承認を得ているということであった。子牛は購入後に資産計上されることもあり、重要性の高い購買活動と言える。従って、発注何書等により上司の確認と承認を得ること及び、検収結果についても上司の確認と承認を得てから支払手続に入ることが必要と考えるため、購買手続について規程の整備が必要である。

#### ウ 固定資産の売却について

##### (指摘事項)

固定資産の売却益 768,794 円が事業収益に計上されていたが、固定資産売却益については、経常収益の部ではなく、(大科目) 経常外収益 固定資産売却益 (中科目) 繁殖牛売却益を設けて表示しなければならない。

また、固定資産の処分については、規定ではすべて理事長の決裁が必要となっているが、1 件 (9 月 24 日廃用牛販売) が事務局長の決裁となっており規定に違反してい

た。

エ 正味財産増減計算書における総額表示について

(指摘事項)

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明瞭に表示するものでなければならないことから、総額表示を原則としている。

「阿武町土づくり事業推進費補助金」は、農家の費用負担分に対し半額を補助金として支給するものであり、収入は総額で認識し、補助金を費用として認識すべきであった。しかしながら、堆肥販売収入は、補助金額を除いた半額分のみしか計上されていない。その結果、堆肥販売収入が約 2,912 千円程少なく、また費用が同額少なく計上されていたため、総額表示に留意が必要である。

オ 注記事項の記載もれについて

(指摘事項)

「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載がされていない。

カ 「付属明細書」の作成について

(指摘事項)

付属明細書は作成が義務付けられている。また、監事監査について、付属明細書が作成されていないにもかかわらず、監査報告書に付属明細書について監査した旨の記載があり、監査報告書の信頼性が疑われる。

④契約について

ア 決裁日の記載について

(意見)

起案書への決裁日の記載がない。

イ D社との委託契約について

(意見)

D社との委託契約が自動更新されているが、個人情報保護、暴力団排除条項の記載など、法令改正や、社会情勢に応じて契約条項の見直し等が必要と考える。

また、県は公社に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

さらに、D社とは牧場の整備管理等の委託契約であるが、単価の見直し等が行われ

ておらず、当初締結した契約内容が長く続いている。燃料等、経済動向により実態は大きく変動するものもあり、契約内容を毎期検討する必要がある。

ウ 雇用契約書等の作成について

(意見)

牧場長のみが正職員であるが、たとえ一人であったとしても雇用契約書、就業規則、給与規程等の作成は必要であり、しかも、実態に合った規程の作成が必要と思われる。

エ 当会社が賃借りしている物件の賃貸借契約書の保管状況について

(意見)

牧場である繁殖センターの土地は、阿武町からの賃借りである。また、建物である堆肥発酵施設、水分調整剤貯蔵所は阿武町から、管理舎は全農からの賃借りである。すべての物件について、賃貸借契約書の確認を行ったところ、一部についての契約書が見当たらなかったため、書類の保管について留意が必要である。

1 4 外郭団体名：一般財団法人やまぐち森林担い手財団

(1) 概要

① 団体概要	238
② 組織	239
③ 財務	239

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況 について	241
② 現物管理について	246
③ 出納(収入、支出)及び決算書について	247
④ 契約等について	249

(1) 概要

① 団体概要

平成25年4月1日現在

ア 団体代表者

理事長 垣村 幸美

イ 設立年月日

平成5年9月10日

ウ 団体所在地

〒753-0048

山口市駅通り二丁目4番17号

エ 設立目的

林業従事者の福利厚生の充実、技術・技能の向上等森林整備の担い手対策を目的とした地方交付税が措置され、平成5年9月に就労条件の改善等を主眼とした担い手の確保養成を目的とする財団として設立。

オ 経緯

- 平成5年9月10日  
国の地方交付税措置により、林業従事者の就労条件を改善し、林業の担い手の養成・確保を促進することを目的として設立。
- 平成9年12月10日  
「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年法律第45号)に基づき、やまぐち森林担い手財団の中に山口県森林整備支援センターを設置。担い手対策を一体的・総合的に企画実施する「林業労働力確保支援センター」として指定。
- 平成23年3月1日  
一般財団法人へ移行。出捐金の一部 1,065,570千円を山口県へ特定寄付。

カ 主な事業内容

- 労働安全衛生の向上に関する事業
- 技能、技術の向上に関する事業
- 就労条件の改善に関する事業
- 広域就労の促進に関する事業
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

キ 事業所

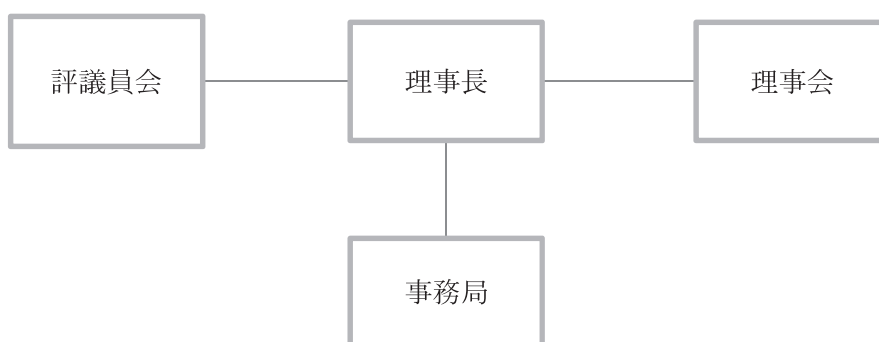
団体所在地に同じ

②組織

平成25年4月1日現在

一般財団法人やまぐち森林担い手財団





役員状況

(平成25年4月1日現在)

	人数	うち県との兼職	うち県OB
理事	6	1	1
監事	2		

副理事長が県からの派遣である。

職員の状況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
	8			7	1

③財務

(要約貸借対照表)

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 (流動資産)		1 (流動負債)	
現金及び預金	26,841	未払金	292
未収金	44,149	預り金	97
2 (固定資産)		2 (固定負債)	
その他		長期借入金	10,305
有価証券	218,508		
長期貸付金	10,305	正味財産の部	
		1 指定正味財産	-
		2 一般正味財産	289,110
資産合計	299,805	負債・正味財産合計	299,805

\* 1 未収金は県からの補助金、委託料の未収である。

\* 2 有価証券は、全額利付国債 (期間10年 277回) である。

\* 3 長期貸付金は、林業就業資金であり、森林組合等の事業体に対するものである。又

長期借入金は県からのものであり、貸付金の原資として借り入れている。

(要約正味財産増減計算書)

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
I 一般正味財産増減の部			
1・経常増減の部			
(1) 経常収益	45,384	42,729	52,430
受取補助金等	42,512	39,913	49,620
雑収益	2,872	2,815	2,810
(2) 経常費用	43,383	40,392	50,311
事業費	41,145	37,136	46,064
管理費	2,237	3,256	4,247
当期経常増減額	2,001	2,336	2,118
2・経常外収益	-	-	-
3・経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期正味財産増減額	2,001	2,336	2,118
正味財産期首残高	282,652	284,654	286,991
正味財産期末残高	284,654	286,991	289,110

\* 1 雑収益は、ほとんどが有価証券運用益である。

\* 2 特に著増減は認めない。

県からの補助金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	26,100	26,100	40,254

\* 増えた理由としては、平成25年度から森林・林業人材育成加速化事業を開始したことによる（素材生産作業に必要な講習等の参加支援、労働災害防止対策など）。

県からの委託料の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	7,904	7,610	3,895

\* 減少した理由としては、林業担い手確保事業の一部を森林・林業人材育成加速化事業に移管したことによる。

県からの貸付金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	17,385	13,749	10,305

\*貸し付けた理由としては、林業就業資金に対するもの。

## (2) 指摘事項及び意見

### ①組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

#### 監査の視点

組織のガバナンスに問題はないか。

#### 実施した手続き

組織の管理運営について、定款及び諸規程に従い実施されているか否かを検討した。

#### ア 理事会の議事録について

(意見)

平成26年3月17日開催の理事会議事録における理事の出欠について、出席5名、欠席1名と記載されているが、実際には出席4名、欠席2名であった。議事録の作成時での入力誤りであり、確認の徹底が必要である。

#### イ 派遣に関する協定書について

(意見)

当財団は、山口県森林組合連合会から職員の派遣を受けており、「派遣についての協定書」の締結日を平成26年4月1日とすべきところ、1年前の日付（平成25年4月1日）となっていた。年度毎の協定であり、前年度の協定書を基に作成しているが、その際に日付を変更することを失念したことによるものである。また、同協定書について承認手続きが行われているが、承認手続きの際に、同協定書の案が添付されていない。書類の作成時には確認の徹底が必要であり、また、承認手続き時には承認の対象となる書類の添付が必要である。

#### ウ 理事会における理事の同意について

(指摘事項)

平成26年6月18日の理事会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条において準用する同法第96条に基づき、決議があったものとみなされ議事録が作成されているが、理事の同意の意思表示は口頭で行われており、法律で定められた書面又は電磁的記録がない。法人法及び定款の規定の確認を十分に行う必要がある。

エ 当財団が実施する公告方法について

(意見)

定款第 38 条において、「公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う」と規定しているが、貸借対照表の公告が行われていない。公告方法について、再度、確認が必要である。

オ 貸借借契約書の作成について

(意見)

当財団は、山口県森林組合連合会から事務所を賃借しているが、貸借借契約書を作成しておらず、年 1 回、同連合会からの請求書により精算が行われている。以前は賃借料を支払っていなかった時期があり、取引の適正化のために賃借料を支払うようになったが、その際に請求書のみで処理したことが続いていた。貸借借契約書を作成した上で処理する必要がある。

カ 事務局長の選任の決議について

(指摘事項)

定款第 34 条第 3 項において「事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任命する」と規定されているが、理事会の議事録に事務局長の決議の記載がない。定款の規定についての十分な確認が必要であり、又、現在の事務局長について、速やかに理事会の決議を受けることが必要である。

キ 事務局長の職位及び権限について

(意見)

「事務規程」において、理事長の決裁事項が規定されている。同規定第 5 条において、決裁権者が不在の時の場合の代決者が規定されており、そこでは、決裁者「理事長」、第 1 代決者「副理事長」、第 2 代決者「事務局長」とされている。同規程の理事長決裁事項には「理事会の召集及び議案の提出に関すること」「予算の編成及び決算に関すること」等が規定されているが、果たして、事務局長が理事会の召集及び議案の提出等を代決してよいものか否かを再検討する必要があると思われる。

ク 職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

質問 1

経理職員(\*)の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

\*外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

#### 質問 2

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

#### 質問 3

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た。

#### 回答 1

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

氏名	部署(※)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現在の事務内容への従事年数	備考
A	事務局長	2 年 3 ヶ月	2 年 3 ヶ月	出納・財産管理
B	事務局次長	0 年 6 ヶ月	0 年 5 ヶ月	発注
C	事務員	1 年 5 ヶ月	1 年 5 ヶ月	記帳・支払

#### 回答 2

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務は同一人が重複して業務を行っていません。

#### 回答 3

方針として明確に明記（制度化）されている訳ではありませんが、現状の経理を進めていく上での団体の考え方として

- ① 経理担当者と出納担当者は分離して行っていること。（今後もそのように対応）
- ② 発注業務担当者についての配置はおおむね 5 年。

- ③ 記帳・支払業務担当者については3年ごとに更新。
- ④ 出納・財産管理担当者についても上記同様に、長期間同一の担当者で対応することがないように努めている。

(所見)

内部統制を意識した対応がなされていると思われる。

(意見)

ただ、ジョブローテーションに関する方針を明確に定めることが望ましい。

#### ケ 情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

##### 情報開示その1

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
①定款又は寄付行為	○		最新の状態で常に備える	
②役員名簿	○		最新の状態で常に備える	
③社団法人の場合の社員名簿	—	—		
④事業報告書	○		年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑤収支計算書	—	—		
⑥正味財産増減計算書	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑦貸借対照表	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑧財産目録	○	○	年度終了後3か月	

			以内に備え、5年間備える。	
⑨事業計画書	○		年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで備える。	
⑩収支予算書	○		同上	

(意見)

定款、役員名簿、事業報告書、事業計画書及び収支予算書をインターネット上で情報公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

コ 当団体の事業報告書の記載内容について

平成25年度の当団体の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況と役員会等に関する事項の2点であった。

(事業の実施状況)

I 助成事業に関する事

- 1 森林整備支援センター研修助成事業
- 2 職員化促進
- 3 就労条件改善
- 4 若年労働者雇用促進
- 5 労働安全衛生機器等整備
- 6 特認事業
- 7 認定事業体情報提供

II 森林・林業人材育成加速化事業に関する事

- 1 素材生産作業に必要な講習等参加支援
- 2 労働災害防止対策
- 3 基幹林業技術者養成研修
- 4 低コスト作業実践研修
- 5 高性能林業機械等作業安全向上研修

### Ⅲ 森林整備支援センター事業に関する事

- 1 林業労働力確保対策
- 2 林業事業体指導強化事業
- 3 林業就業支援事業

### Ⅳ 林業雇用改善促進事業に関する事

- 1 相談指導事業
- 2 研修事業

上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。

(意見)

ただ、事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

(役員会等に関する事項)

監査に関する事項については、実施した年月日、監査に従事した監事名、監査の範囲、指摘事項を記載している。評議員会及び理事会については、開催年月日、出席者数、議事及び協議事項を記載しており、特に問題は認めなかった。

## ②現物管理について

以下の監査の視点から監査手続きを行った結果、特に指摘事項、意見はなかった。

監査の視点

- ・ 現物照合について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
- ・ 現物照合が、会計規則等に基づいて実際に行われているか。
- ・ 貸与物品、借用物品の实在性、網羅性は確認されているか。
- ・ 登記未了の不動産はないか。

## ③出納（収入、支出）及び決算書について

### ア 助成金の申請金額について

(意見)

当財団が交付する助成金は、制度によっては助成金の申請単位が、1円単位や100円未満切り捨てなど様々である。申請する組合側の認識不足もあるが、切り捨ての単位を誤って申請し、少額ではあるが、結果として受給できる助成金額よりも少なく申請しているケースがあった。当財団では、当該申請書をそのまま受理し、当該申請金額にて助



成金を交付していたが、公平性の観点から、助成する側としても助成金額の申請に対して申請する組合等への指導等を行い、公平な助成を行えるようにする必要があると考えられる。

イ 助成金の申請金額の検証業務について

(意見)

助成金の支給金額を算定するための疎明資料として貸金台帳の添付を求めている。当該貸金台帳に記載している社会保険料等の金額に基づいて、助成金の金額が決定されるものであるが、申請者の提出した貸金台帳に記載の社会保険料等の金額の妥当性を検証することなく助成金の支給を行っている。現在の業務の運用方法では、申請者側が誤って算出した社会保険料等の金額により、助成金の申請金額を記載した場合でも、誤った金額で助成が行われてしまう可能性がある。財団側での検証が行われる業務体制の整備が必要であると考えられる。

ウ 決算書について

決算書類関係一式について、財務規程第3条で規定されている「公益法人会計基準」の様式に従って作成されていなかった。具体的には以下の通りである。

(ア) 貸付金等の流動、固定区分について

(指摘事項)

貸付金は森林組合へ対するものである。また、借入金は林業促進資金貸付金制度で山口県からの資金をそのまま森林組合に貸付けるものであるが、決算書上、全ての貸付金が流動資産に、また、すべての借入金が流動負債で表示されており、1年基準が適用されていない。決算日後1年を超えて回収及び返済される金額については、固定資産及び固定負債で表示すべきである。

(イ) 定期預金の流動、固定区分について

(意見)

平成25年度末の定期預金の残高は4,498,105円であるが満期が5年であり、その満期日は平成28年6月8日である。現在は流動資産に表示されているが、満期日が決算日後1年を超えているため長期性預金として固定資産として表示すべきである。

(ウ) 有価証券について

(意見)

有価証券は、平成28年3月20日償還の第227回10年利付国債であり、満期保有目的の債券である。取得価格は218,402,800円であり、取得価格をもって貸借対照表

価額としているが、償還金額は220,000,000円であることから償却原価法を適用して、取得価格と償還金額の差額については取得から償還までの期間に対応させて受取利息を計上すべきである。

(エ) 正味財産増減計算書の表示について

(指摘事項)

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に区分する必要があるが、「正味財産増減の部」のみの記載である。一般正味財産なのか指定正味財産なのかが当該計算書からは判断できないため、正しく区分表示する必要がある。

(オ) 財務諸表に対する注記について

(指摘事項)

記載が要求されている注記の内、「重要な会計方針」の「消費税の会計処理」と「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載がない。その他、記載はあるが合計欄がない等、様式に従った表示となっていないため、留意が必要である。

(カ) 財産目録について

(指摘事項)

財産目録は当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示することが求められているが、使用目的や価額の詳細が記載されておらず、財産目録としての機能を果たしていない。

(キ) 付属明細書について

(指摘事項)

付属明細書は公益法人会計基準(20年基準)において作成しなければならないが、作成されていない。また、監事の監査報告書において、作成されていない付属明細書について監査した旨の報告がされており、監事監査の信頼性に疑問がもたれる。

④契約等について

監査の視点

- ・ 契約規則等自体に必要事項が漏れていないか。
- ・ 契約書は契約規則等に従って、すべての記載すべき事項が記載されているか。
- ・ 契約規則等の各条文の意味内容を具体的に説明したり、契約書に記載すべき条項を、どのような契約の場合にどのように定めるべきかなどを分かりやすく解説したマニュアルがあるか。
- ・ 契約選定先は、法令等に照らして問題はないか。随意契約は地方自治法施行令に照

らして妥当か。

・業務完了通知書等は、仕様書に記載された内容がすべて網羅されているか。又、仕様書等は細かく指示がされているか。

実施した手続き

上記の監査の視点を踏まえ、契約等に関する資料を閲覧し、検討を実施した結果、下記の点を除き、指摘事項、意見は認められなかった。

## ア 財団の契約手続きに関する規程について

(意見)

「一般財団法人やまぐち森林担い手財団財務規程」第 20 条では「契約の締結は、山口県会計規則に準じて行う。」という規定があるが、以下のような問題がある。

「平成 25 年度森林・林業人材育成加速化事業研修業務委託」の契約書を閲覧すると、山口県会計規則第 129 条第 2 項に定める契約書記載事項のうち、「契約保証金 (4 号)」「監督及び検査 (7 号)」「履行の延滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金 (8 号)」の記載がない。加えて「その他契約担当が必要と認める事項 (12 号)」の一つとして、別途取扱要領等で示されている暴力団排除条項、その他に個人情報取り扱い条項も記載がない。

さらに、当該契約は、随意契約によっているが山口県会計規則第 165 条の 3 (随意契約によることが出来る場合の手続)、第 166 条 (予定価格の決定)、167 条 (見積書) などの手続きが行われていない。

財団は「山口県会計規則」及びその運用内容を十分把握して、契約の締結に遺漏のないようにすべきである。

県は財団に対して、契約の締結ほかの会計手続きに関する改正等について適切に連絡、指導すべきである。

また、現状では山口県会計規則に従った手続きを行わないと規程に違反することになるが、財団の規模・人員に配慮した財団独自の契約事務に係る規程を整備することも検討する必要がある。

(該当する契約)

平成 25 年度森林・林業人材育成加速化事業研修業務委託

## 1 5 外郭団体名：公益社団法人山口県栽培漁業公社

(1) 概要

①	団体概要	250
②	組織	252
③	財務	252

(2) 指摘事項及び意見

①	組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況 について	254
②	現物管理について	261
③	出納(収入、支出)及び決算書について	262
④	契約等について	264

(1) 概要

①団体概要 平成25年4月1日現在

ア 団体代表者

理事長 梅田 孝夫

イ 設立年月日

平成24年4月1日

ウ 団体所在地

〒754-1101

山口市秋穂東5179

エ 設立目的

栽培漁業の推進及びこれに関連する事業を行い、水産物の安定供給と漁業の振興に寄与する。

オ 経緯

昭和37年10月

社団法人山口県漁村振興協議会設立（漁業者に対する技術・経営指導、漁協及び青壮年・婦人部活動育成指導）

昭和56年5月

栽培漁業に関する啓発普及指導業務を開始

昭和59年5月

沿岸漁場整備開発法に基づく指定法人の指定を受け、放流効果実証事業に着手し、栽培漁業推進基金を設置

平成元年6月

社団法人山口県栽培漁業公社に名称変更

平成5年4月

山口県栽培漁業センターの業務及び管理を県から受託

平成18年4月

山口県栽培漁業センターの指定管理者として県から指定

平成24年4月

公益法人の認定を受け、公益社団法人山口県栽培漁業公社に名称変更

#### カ 主な事業内容

##### 公益目的事業

- (ア) 種苗（放流用及び養殖用）の生産・配布
- (イ) 新規栽培対象種等に係る技術開発
- (ウ) 栽培漁業に係る指導研修
- (エ) 栽培漁業に関する普及啓発
- (オ) 放流効果実証事業(トラフグ・ヒラメ等の放流)
- (カ) 栽培漁業センターの施設・設備の維持管理業務

##### 収益事業等(共益)

クルマエビ・ガザミ等に係る種苗の中間育成・放流の委託

#### キ 事業所

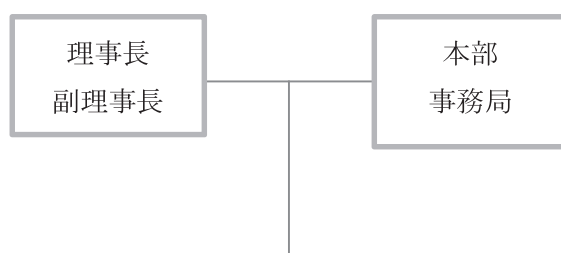
山口県内海栽培漁業センター（山口市秋穂東5179）

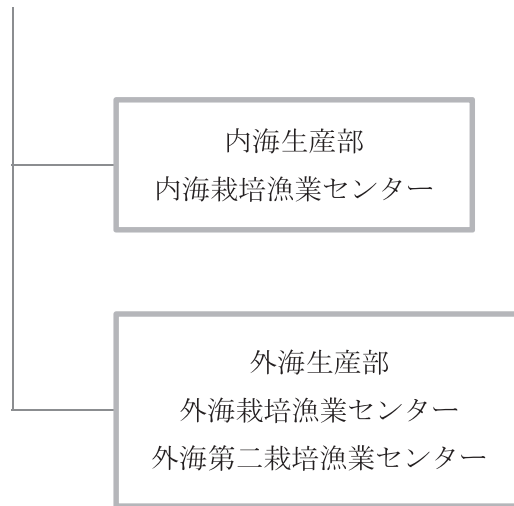
山口県外海栽培漁業センター（長門市通黒瀬）

山口県外海第二栽培漁業センター（阿武町奈古筒尾）

#### ②組織

平成25年4月1日現在





役員状況

(平成25年4月1日現在)

	人数	うち県との兼職	うち県OB
理事	15	1	1
監事	3		1

職員の状況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
	27			23	4

\*その他のうち、県OBが6名いる。

\*「外郭団体見直し実施計画」では、平成25年4月現在の派遣職員数を0名としていたが、目標通り0名となった。

③財務

(要約貸借対照表)

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 (流動資産)		1 (流動負債)	
現金及び預金	56,305	未払金	21,451
未収金	16,614	預り金	243
2 (固定資産)		2 (固定負債)	
(1) 基本財産		退職給付引当金	63,184
定期預金	10,353		
投資有価証券	1,013,506	正味財産の部	
(2) 特定資産		1 指定正味財産	1,023,860

退職給付引当資産	63,184	2 一般正味財産	52,774
(3) その他	1,550		
資産合計	1,161,514	負債・正味財産合計	1,161,514

\* 基本財産の投資有価証券は、第277回利付国債他である。

(要約正味財産増減計算書)

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
I 一般正味財産増減の部			
1・経常増減の部			
(1) 経常収益	346,414	340,850	332,261
基本財産運用益	13,610	13,572	19,699
特定資産運用益	19	15	15
受取会費	880	880	880
事業収益	311,076	307,971	294,934
受取補助金	9,912	5,247	5,247
受取負担金	10,137	10,187	10,187
受取寄付金	-	2,374	-
雑収益	778	603	1,298
(2) 経常費用	346,939	338,090	328,609
事業費	305,449	332,409	320,675
管理費	41,490	5,680	7,933
当期経常増減額	-524	2,760	3,652
2・経常外収益	-	-	-
3・経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	-524	2,760	3,652
一般正味財産期首残高	46,887	46,362	49,122
一般正味財産期末残高	46,362	49,122	52,774
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-2,168	23,000	-
指定正味財産期首残高	1,003,028	1,000,860	1,023,860
指定正味財産期末残高	1,000,860	1,023,860	1,023,860
III 正味財産期末残高	1,047,222	1,072,982	1,076,634

県からの補助金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	7,743	5,247	5,247

県からの委託料の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	311,076	307,971	294,934

## (2) 指摘事項及び意見

### ①組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

#### ア 総会運営について

(意見)

総会の委任状を閲覧したところ、白紙委任状が散見された。会員に、委任する者を記載してもらうよう注意喚起が必要である。

#### イ 理事会運営について

(意見)

平成25年6月26日の定時総会で改選されて選任された理事のうち、理事会に一度も参加していない理事や出席率の低い理事がいる。理事会は法人運営上重要な機関であるので、出席率の向上を図る必要がある。

#### ウ 監事監査について

(意見)

監事は理事会に出席するほか、年1回監査会という形で業務監査および会計監査を実施しており法定の監査報告書を提出している。監事監査についての書類は法定されている監査報告書のみであり、責任を果たした事実を明確にするためにも、監査の時期・範囲・詳細な実施事項を文書化しておく必要がある。

#### エ 山口県水面活性化地域協議会について

##### (ア) 同協議会が利用する公社の建物について

(意見)

公社の管理・研修棟の管理室に公社の事務局があるが、その一角に「山口県水面活性化地域協議会」の事務局を置いており、指定管理財産である建物の一角を協議会が利用している。公社の建物を他者が利用することは想定されておらず、今後利用にあたっての事務手続きや利用料等の扱いなどを県と協議しておく必要がある。



(イ) 山口県水面活性化地域協議会への貸付について

(意見)

公社内に事務局を置く協議会に対して平成 25 年 6 月 21 日に貸付けが行われ、平成 25 年 8 月 15 日に返済がなされている。この貸付け目的は、協議会の事業について国からの交付金が入金されるまでの事業費の支出に対応するものである。この貸付けについては起案書が作成されているものの、事務局長の決裁でなされている。しかし、「公益社団法人山口県栽培漁業公社事務決裁規程」第 5 条においては、「事案が異例に属し、または先例になると認められるとき」においては、「専決が出来る事案であっても(略)理事長または上司の決裁を受けて処理をしなければならない。」と規定されている。資金の貸付けについては、当公益法人の主たる業務ではなく、通常の業務の範疇ではないと思われるため、理事長の決裁を得る必要があると考える。なお、平成 26 年度についても同様の貸付けが行われているが、これについては理事長の決裁を得ている旨の回答を得た。

また、この貸付けについては契約書が作成されていない。事務局が同一の場所ではあるものの、異なる経済主体間の貸付けについては契約書が作成されるべきである。また、公益社団法人として、その目的事業に使用すべき資金が一時的にでも貸付金として使用されるということは望ましいことではない。協議会の事業を行う時期や国からの交付金が交付されるタイミングを変更することにより、公社の資金を借り入れることがないように運用することが可能であればそのような対応が望ましい。

オ 予算支出超過の理事長承認について

(意見)

「公益社団法人山口県栽培漁業公社会計処理規程」第 19 条において、「支出予算科目間の流用は、原則として行うことができないが、やむを得ない事由による場合は、実情に応じて行うことが出来る。ただし、この場合には、理事長の承認を得なければならない。」と規定している。

平成 25 年度においては、平成 26 年 3 月の理事会及び総会において補正予算が承認されている。しかし、平成 25 年度の決算において、当該補正予算に対して支出が超過している項目が存在している。この場合には、規定第 19 条の承認が必要となるが口頭での承認が行われており、伺い書形式での文書での承認はなされていない。理事長の予算に対する執行責任を明確にするためにも文書での承認を行うべきである。

カ 職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

### 質問 1

経理職員（＊）の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

＊外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

### 質問 2

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

### 質問 3

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た。

### 回答 1

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

氏名	部署(※)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現在の事務内容への従事年数	備考
A	管理課 課長	0 年	0 年	
B	管理課 主任主事	2 年	2 年	
C	管理課 主事	18 年	16 年	

### 回答 2

設問のように出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を担当することについては、不祥事につながる可能性を否定できません。本公社経理事務は、平成 23 年度までは県OB(総括)、県派遣職員(給与・旅費・福利)及びプロパー職員(経理)の計 3 名体制であり、派遣制度下における庶務事務、法人会計事務の特殊性や人的制約等からプロパー職員の担当業務を固定せざるを得なかったものです。

### 回答 3

平成 25 年度からは県職員の派遣が廃止され、プロパー職員 2 名体制としたことか

ら限られた業務範囲ではあるが、ジョブローテーションが可能な環境が整いつつあります。新入職員は経理の実務経験が浅かったことからここ2年間は給与・旅費・福利事務を担当させ、併せて公益法人会計の基礎的研修を受講させるなど将来のジョブローテーションを見据えてスキルアップを図ってきているところです。

法人の経理事務に携わる者には、実務はもとより会計知識や公益認定制度等に精通していることが要請されることから、本公社では各種研修会、資格取得講習会等への公費出席を積極的に進め、人材の育成に努めています。

(所見)

当団体は、ジョブローテーションを意識され、また、適切な人材育成制度についても配慮されており評価できると考える。

#### キ 情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

##### 情報開示その1

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
①定款又は寄付行為	○	○	最新の状態に常に備える	
②役員名簿	○	○	最新の状態に常に備える	
③社団法人の場合の社員名簿	○	○注1	最新の状態に常に備える	注1：会員区分毎に会員数のみ表示
④事業報告書	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑤収支計算書	○		年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	

⑥正味財産増減計算書	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑦貸借対照表	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑧財産目録	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	
⑨事業計画書	○	○	年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで備える。	
⑩収支予算書	○	○	同上	

情報開示その2

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	○	○	年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで備える。	事業計画書に記載
報酬等の支給の基準を記載した書類	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える。	
キャッシュフロー計算書	—	—		
運営組織及び事業活動の状況の概要	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える。	事業活動は事業報告書に記載、運営組織は別途

				作成
--	--	--	--	----

(所見)

ほぼすべての書類がインターネットで開示され、情報公開に対して意識の高さが窺われ評価できる。

ク 情報公開に関連する事業報告書の記載内容について

平成25年度の当団体の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況、主な庶務事項、総会に関する事項（開催の年月日、開催日現在の会員数、出席会員数、議事事項、可否の別）、会員の状況、役員の状況の5点であった。

(意見)

理事会については、何も記載がされておらず、その開催年月日、出席者数、議事及び協議事項等を記載して、その状況を明らかにすべきと考える。

(事業の実施状況)

- I 種苗（放流用及び養殖用）の生産・配布（公益目的事業1）
- II 新規栽培対象種等に係る技術開発（公益目的事業1）
- III 指導研修（指定管理年度別協定計画書）（公益目的事業1）
- IV 栽培漁業に関する普及啓発等（指定管理年度別協定計画書）（公益目的事業1）
- V 放流効果実証事業（公益目的事業1）
- VI 栽培漁業センターの施設・設備の維持管理業務（指定管理年度別協定計画書）
- VII 種苗の中間育成・放流委託事業（収益事業等 他1）
- VIII 管理部門

上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。また、事業の概況の中で「県からの指定管理業務である3箇所の栽培漁業センターの施設及び設備の維持管理と14魚種に及ぶ放流用・養殖用種苗の生産業務では、総じて計画の通りの生産・配布を行

う事ができた。とりわけ、一昨年から量産化を開始したキジハタは、生産計画を大幅に上回る約228千尾を生産し、各地裁協等に配布した」と記載するなど、事業報告と事業計画との関連性の意識がなされており評価できると考える

ケ 月例報告書の作成、提出について  
(指摘事項)

月例報告書の作成について、協定書では「毎月以下の各号に定める報告書を作成し、翌月10日までに提出しなければならない」と規定しているが、提出期限が守られていない月が5カ月あった。また、月例報告書の起案文書について、決裁日の記入がすべての文書になかった。決裁日は組織としての意思決定の日として重要であるため、必ず記載する必要がある。決裁日の記入については、当会社の公文書取扱規定第24条(決裁日の記入)でも規定されている。なお、平成23年度の月例報告書では、その提出日、提出方法も不明であった。

包括協定書第39条(月例報告書の作成等)

乙(当会社)は、毎月、次の各号に定める報告を作成し、翌月10日までに甲(県)に提出しなければならない。

- ・ 毎月の種苗生産進捗状況報告書(様式は別に定める)
- ・ 水産動植物の種苗生産見込み報告書(様式1)
- ・ 水産動植物種苗の配布報告書(様式2)

② 現物管理について

経理業務の実施に際しては、「公益社団法人山口県栽培漁業公社会計処理規程」を整備し、当規程に基づいて業務を実施している。しかしながら、会計規程そのものが不十分な例があったほか、規程は整備されているが、運用が規程通りに行われていない状況がいくつか検出された。具体的には下記の通りである。

ア 現金・預金

(ア) (金銭の残高照合) 25条  
(指摘事項)

「現金の残高照合は毎日行う」という規定があるが、実際には現金の動きがあった日のみ実施しており、規定に準拠して業務を運用するか、規定を実際の業務の運用に合わせて整備することが必要であると考えられる。

(イ) (金銭の残高照合) 25 条

(指摘事項)

現在の業務の運用上、年度末に銀行残高証明書と帳簿残高との照合を行っているが、規程には当該条文は整備されておらず、実際の業務の運用に合わせて整備することが必要であると考ええる。

イ 固定資産、備品

(ア) (固定資産の管理)第 34 条

(指摘事項)

固定資産の管理については、「固定資産台帳を設け、固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならない」と規定されている。しかしながら、具体的な管理運用方法等の記載がなく、実際の業務の管理運用方法に即した記載を行うなどの規程の整備が必要であると考ええる。たとえば、年に 1 回現物実査を行っており、当該条文を追加することなどの検討が必要であると考えられる。また、当会社には、長門市や阿武町にも生産拠点があり、そこでも固定資産が使用されている。固定資産の管理については、各生産部が行うのみで本部の実地検証は行われていないが、各生産部の資産の実在性、網羅性等を担保するために、事務局管理課が検証するような体制の整備をする必要があると考ええる。

(イ) 薬品

(指摘事項)

薬品の管理に対しては、管理運用に関する規程が整備されておらず、規程の整備が必要であると考えられる。また、実際の業務の運用状況であるが、現在、薬品は鍵のかかる保管庫に保管され、使用簿により数量の管理がされている。しかし、鍵については、生産部の一室に備え付けられ、誰でも鍵が使用でき、いつでも自由に薬品を持ち出すことが可能な状況となっている。従って、紛失や盗難を防止するためには、実際に薬品を使用する生産部で鍵の管理を行うのではなく、事務局管理課において鍵の管理を行うなど、相互牽制が有効に機能するような体制の整備が必要であると考ええる。

③出納（収入、支出）及び決算書について

実施した監査手続及び監査結果

(収入関係)

ア 基本財産運用収益 19,699,179 円について

「有価証券利息収入」及び「基本財産一覧表」を入手し、「基本財産一覧表」が財産目録と一致しているか確認した上で両者を突合確認し、利息については「公社債利金・償還のお知らせ」と「振替伝票」（主任→係員→管理課長→事務局長の順で承認印あり）及び 100 万円以上の受取については理事長の承認のあることを確認した。その結果、全て適正に処理されていると判断した。

イ 受取会費 880,000 円及び受取負担金 10,187,000 円について

定款第 7 条で総会の決定により、会員は会費を納めることとなっている。当期会費についても、平成 25 年 3 月 21 日に行われた臨時総会で会費の徴収が決定されたことを総会次第及び総会議事録を閲覧することにより確認した。受取負担金についても同議案で承認されている。実際の請求手続については、平成 25 年 7 月 9 日事務局長起案、理事長決裁により執行されたことを稟議書を閲覧することにより確認した。また、受取会費及び受取負担金の全ての入金について、会員への請求額と通帳入金額及び振込日で起票された伝票（事務局長承認）が整合していることを確認した。その結果、受取会費及び受取負担金については、全て適正に処理されていると判断した。

ウ 指定管理料収益 289,737,000 円について

県に対して資金計画書を提出し、5 回の「概算請求」を行い 5 回に分けて入金されているが、その全てについて、請求時に理事長決裁の稟議書があること、県からの支払通知書と金額が一致していること、実際に通帳に入金されたこと及び入金日で振替伝票が起票され、正しく計上されていることを確認した。また、振替伝票は、全て主任→係員→管理課長→事務局長→理事長の順で承認されたものである。その結果、指定管理料収益は、適正に処理されていると判断した。

エ 試験委託料事業収益及び緊急雇用対策事業収益について

指定管理料収益と同じ手続を行った結果、問題がないと判断した。

オ 受取補助金 5,247,000 円について

実施計画書→交付内示→交付申請書提出→決定通知書→実績報告書→確定通知書



→請求書の順で補助金の受取業務が実施されていること及び各書類について理事長決裁若しくは承認のあることを確認した。入金については、通帳、伝票及び支払通知書が全て一致することを確認した。その結果、受取補助金については適正に処理されていると判断した。

カ 雑収益 1,298,721 円について

処理調書、売買契約書、種苗受領書及び入金を確認し、決裁関係を含め全て適正に処理されていると判断した。うち、21,578 円は預金利息であり、適正に処理されている。

キ 決裁日の記入について

(意見)

上記のアからカまでを検討する過程で稟議書等を閲覧したが、すべての稟議書等に決裁日の記入がなかった。

(支出関係)

ア 支出に関する内部統制について

(指摘事項)

「公益社団法人山口県栽培漁業公社事務決裁規程」によると、旅費に関しては全て理事長決裁が必要となっているが、理事長決裁が得られていないものが散見される。旅費に関しては架空請求のリスクが存在することから、理事長決裁まで得るように統制を強化する必要がある。

(意見)

また、旅費以外の経費について重要性が低くリスクも十分に低いと判断するのであれば、事務局長の専決事項とすることも考えられる。なお、人件費関係の支出は規定上全て理事長決裁となっていることから、人件費関連項目の旅費交通費も理事長決裁とすることが望ましい。

イ 発注業務について

(指摘事項)

当公社における発注業務については、県の規定に準じており 50,000 円を超える発注については相見積が必要としている。しかし、物品購入の決裁書を閲覧したところ、規定上必要な相見積を徴収せずに購入を行っているものがあるが、相見積を徴収して決裁を得る必要がある。また、随意契約で見積もりを徴しない場合においては、その理由

を記載することが必要である。

(決算書関係)

ア 賞与引当金の未計上について

(指摘事項)

賞与引当金について計上がなされていない。当期の負担に属する翌会計年度の支払いの当期負担額を賞与引当金として計上をすべきである。

④契約等について

ア 請書における瑕疵担保責任の条項について (外海第二栽培漁業センターろ過ポンプ修繕工事)

(意見)

請書には瑕疵担保責任を定めた条項がない。目的物の引き渡しには職員による検査を受け、その検査に合格した場合に目的物を引き渡す旨の条項があるが、検査では判明しなかった不具合(瑕疵)が事後的に発生・判明した場合に瑕疵担保責任を請求できるか否かを条項として取り決めておく必要がある。民法 634 条に依拠した瑕疵担保責任(及び契約不履行に伴う損害賠償請求)を明確に書面で規定する必要性があると考えらる。

イ 工所用材料に関する請書の記載内容について (外海第二栽培漁業センターろ過ポンプ修繕工事)

(意見)

請書の第4条に「工所用材料は全て公社の検査を受けて合格したものを利用する」という条項があるが、実際には検査・合格という書類を作成しておらず、工事途中の写真で判断しているとのことである。請書の雛形は県の土木工事用のものを準用しているため、実際の本件修繕工事の請書に馴染まない条項であり改善が必要である。

ウ 売買契約書における利率の根拠について (流水型紫外線殺菌装置殺菌ランプ購入(平成26年1月24日契約))

(意見)

契約書には、遅延利率 3.1%、納入違約利率 5.0%を記載しているがその根拠は以下の通りである。山口県物品管理課指導班からの資料によれば、支払遅延に対する遅延利息の利率について、平成23年4月1日以降は3.1%、平成25年4月1日以降は3.0%、平成26年4月1日以降は2.9%として取り扱うようになっている。これは財務省が公

表する「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」に基づいて改定されるものである。一方で、本契約書では改訂にタイムラグが発生しており、県（政府）の取扱いと利率が異なっているため、物品管理課の実務運用と齟齬が生じている。契約一般を定めた一般法である民法には私的自治の原則があるものの、山口県の様式や雛形を利用する場合には山口県と同一の様式等により事務処理を行うべきものとする。

エ 指定期間の妥当性について（山口県栽培漁業センターの管理包括協定書・平成25年度管理協定書）

（意見）

包括協定書第4条では、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までとすると規定されている（5年間）。ところで、この指定期間については地方自治法第244条の2第5項において「指定管理者の指定は指定期間を定めて行うものとする」とあり、一般的には3～5年の設定が多いのが実態である。

また、山口県では「指定管理者制度ガイドライン」（平成24年4月人事課）において、「指定期間は、管理業務を開始する日から起算して5年を基準とし、施設の性格や設置目的等を勘案して、施設ごとに設定すること。」とされている。

ここで、当公社についてみると、主たる事業に利用する固定資産（特に什器備品）の耐用年数は、以下のようにになっている。

底掃除機：8年

海水冷却ユニット：6年

全自動軟水機：6年

重油ボイラー：10年

取水ポンプ：15年

このように、設備投資後に当該投資額を回収する期間としての年数とも解釈出来る耐用年数が指定期間を超えており、投資回収期間との整合性の点でも指定期間をもう少し延長するという選択肢も考えられると思われる。この点、あまりに長期の指定期間を設定することは指定管理者側の緊張感を弛めることになり望ましくはないものの、雇用の確保や積極的設備投資の促進という国策との整合性も今後は考慮すべき事項であるとする。

16 外郭団体名：一般財団法人山口県建設技術センター

(1) 概要

①	団体概要	266
②	組織	267
③	財務	268

(2) 指摘事項及び意見

①	組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況 について	270
②	現物管理について	274
③	出納(収入、支出)及び決算書について	276
④	契約等について	280

(1) 概要

①団体概要 平成25年4月1日現在

ア 団体代表者

理事長 菊本 義徳

イ 設立年月日

平成7年4月1日

ウ 団体所在地

〒753-0073

山口市春日町8番3号春日山庁舎内

エ 設立目的

建設技術者の資質の向上を図るとともに、県及び市町が施行する建設事業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与することを目的とする。

オ 経緯

- ・ 安全で豊かさを実感できる地域づくりを実現するため、社会資本の整備は重要な施策であることから、公共事業を計画的に進めるとともに、県・市町とも執行体制の充実を図る必要があった。さらに、技術の高度化に対応した人材の育成が強く求められている。このため、県及び市町村の共同出資で、平成7年4月1日、財団法人山口県建設技術センターを設立し、県及び市町村が施行する建設事業の円滑で効率的な執行を積極的に支援してきたところである。
- ・ 平成24年4月1日、公益法人制度改革により、一般財団法人山口県建設技術センターに移行した。

カ 主な事業内容

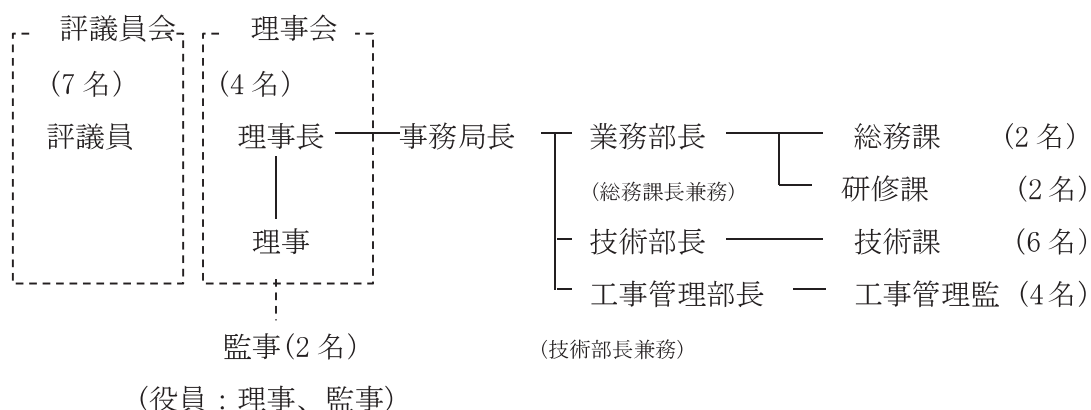
- ・ 県及び市町土木技術職員等に対する専門技術研修及び派遣研修の支援
- ・ 土木技術に係る調査及び研究
- ・ 建設事業に係る情報提供
- ・ 県及び市町建設事業に係る調査設計管理業務の受託
- ・ 県及び市町建設事業に係る設計図書作成業務の受託
- ・ 県及び市町建設事業に係る工事管理業務の受託
- ・ 県及び市町に対する土木積算システムの支援
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

キ 事業所

団体所在地に同じ

②組織

(平成25年4月1日現在)



役員状況

(平成25年4月1日現在)

	人数	うち県との兼職	うち県OB
理事	4		1
監事	2	1	

\*理事のうち、3名は市町職員である。

(職員数)

区分	事務	技術	計	臨時職員	備考
事務局長	1		1		
業務部長		1	1		
技術部長		1	1		